

技術者等の兼務の取扱いについて

★請負金額や種別に応じた技術者等の配置条件

	後発工事の配置職種		
	主任(監理)技術者		現場代理人
	非専任工事(4,000万円未満、建築一式工事の場合は8,000万円未満)	専任工事(4,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上)	
先発工事の配置職種	営業所の専任技術者	当該営業所で請負契約が締結され、営業所に近接し、常時連絡体制を取れる場合は可能(件数制限はない。)	×
	非専任工事(4,000万円未満、建築一式工事の場合は8,000万円未満)の主任技術者(営業所の専任技術者ではない)	兼務可能(件数制限はない。) ※現場代理人を兼務している場合は、2件まで	以下の条件をクリアすることにより兼務可能(契約約款第10条第3項)注2 ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ②兼務する個々の工事の請負代金が、4,000万円未満(建築一式8,000万円未満) ③兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。
	専任工事(4,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上)の主任技術者	以下の条件をクリアすることにより兼務可能(令第27条第2項) ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事 ③兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。	以下の条件をクリアすることにより兼務可能(令第27条第2項) ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事 ③兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。
	専任工事(4,000万円以上、建築一式工事の場合は8,000万円以上)の監理技術者	複数の工事を一つの工事としてみなせる場合の取扱い(監理技術者も適用) 同一現場内における現場代理人の兼務要件次の全ての要件を満たすとき現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能。 ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事の請負契約が随意契約により締結されている場合 または、監理技術者補佐を両工事現場に専任させた場合は兼務が可能。	複数の工事を一つの工事としてみなせる場合の取扱い(監理技術者も適用) 同一現場内における現場代理人の兼務要件次の全ての要件を満たすとき現場代理人及び主任技術者等の兼務が可能。 ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②施工範囲及び契約工期が重なり工作物に一体性若しくは連続性が認められ、後発注工事の請負契約が随意契約により締結されている場合
現場代理人	以下の条件をクリアすることにより兼務可能(契約約款第10条第3項) ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間発注者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②兼務する個々の工事の請負代金が、4,000万円未満(建築一式8,000万円未満) ③兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。	自分が主任技術者として担当している工事のみ現場代理人の兼務可能(契約約款第10条5項)	以下の条件をクリアすることにより兼務可能(契約約款第10条3項) ①公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間事業者)が発注する工事で2件まで ※重要な工事とは、建設業法施行令第27条第1項各号に該当する工事 ②兼務する全ての工事の現場は、南アルプス市内又は工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること ③兼務する個々の工事の請負代金額が、4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)(ただし、主任技術者の「兼務が可能な取扱い」の(1)対象工事に該当し、主任技術者が現場代理人を兼ねる場合は、この限りではない。なお、工事の特殊性、現場の条件等に鑑み、困難と判断した場合は、認めない場合がある。) ④兼務する工事の中に、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事が含まれていないこと。

注1 「令」とは建設業法施行令をいう。

注2 「契約約款」とは南アルプス市建設工事標準請負契約約款をいう。